

次のとおり事後審査型一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

令和2年11月16日

奈良市公営企業管理者 池田 修

## 第1 入札に付する事項

- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| 1 工 事 名        | 緑ヶ丘浄水場中央監視制御システム更新工事        |
| 2 工 事 場 所      | 奈良市奈良阪町地内 他76箇所             |
| 3 工 事 期 間      | 契約の日から令和5年3月10日まで           |
| 4 工 事 概 要      | 中央監視制御システム 一式               |
| 5 予 定 価 格      | 1,094,550千円（消費税及び地方消費税を除く。） |
| 6 最低制限モデル型算出価格 | 985,095千円（消費税及び地方消費税を除く。）   |

## 第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に定める条件を全て満たすものであること。

- 1 令和2年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格者の中で、本市企業局に登録されている建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第3条に規定する本店又は営業所において「電気工事業」または「電気通信工事業」における特定建設業の許可を有する者であること。なお、この入札に参加できる業者は、単体企業に限る。
- 2 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。）の結果における「電気工事」または「電気通信工事」の総合評定値が1,000点以上であること。
- 3 平成17年度以降に国、地方公共団体、または建設業法施行令第27条の13に規定

する法人（地方公共団体を除く。）が発注する工事の元請けで、単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）として、水道施設である浄水場及び場外施設の監視制御設備における一括での施工実績（工事が完了し、その引渡しが完了したもの。）を有すること。

- 4 現場代理人は、入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係にある者で、当該工事に常駐するものとする。
- 5 建設業法第26条に基づく配置技術者は、当該工事の入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係にある者で、「電気工事」または「電気通信工事」に対応する監理技術者を1名以上専任で配置できること。また、その者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者であること。
- 6 奈良市企業局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### 第3 設計図書等を示す日時及び場所

#### 1 日時

公告日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### 2 場所

奈良市企業局 経営部 経営企画課

（設計図書等は、奈良市企業局電子入札システムからもダウンロードできます。）

### 第4 開札の日時及び場所

令和2年12月24日 午前 9時30分

奈良市企業局1階 入札室

### 第5 入札に関する事項

- 1 入札方法 電子入札
- 2 入札参加申請について

入札参加を申請する者は、公告日から令和2年12月4日まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに、奈良市企業局電子入札システムにより一般競争入札参加申請書（ひな形はホームページに掲載）を添付して参加申請を行ってください。

3 参加資格確認通知日（※参加資格とは事後審査に関する事項を除くもの。）

令和2年12月8日に電子入札システムにて入札参加申請者に通知します。

4 入札書の提出期間

令和2年12月9日から開札日前日まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書による入札
- エ その他奈良市公営企業管理者の定める入札条件に違反した入札

6 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書が添付されていない入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が開札日でない入札
- エ **内訳書に工事名等の記入漏れ、又は間違いのある入札**
- オ 内訳書のファイルが破損等により読み込めない入札
- カ 内訳書の消費税額が10%で計算されていない入札

7 その他の詳細は、奈良市企業局電子入札運用基準によります。

## 第6 質疑に関する事項

本入札に関して質疑のある場合は、質疑書（様式はホームページに掲載）を電子メールにより提出してください。

- 1 提出先 奈良市企業局 事業部 送配水管理センター（0742-22-6456）  
メールアドレス [cps-shitumon@city.nara.lg.jp](mailto:cps-shitumon@city.nara.lg.jp)
- 2 受付期間 令和2年11月16日 から 令和2年11月25日 午後5時まで
- 3 回答日 令和2年12月3日（電子メールで回答します。）

全ての質問と回答を取りまとめ、入札参加者全てに担当課から送信します。また、回答日の翌日以降に入札参加決定を受けた入札参加者については、後日送信します。なお、電子メールが届かない場合は必ず担当課へ連絡してください。

#### 第7 入札保証金に関する事項

- 1 入札保証金に際しては、奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則第4条によるものとします。
- 2 入札保証金については、参加資格確認通知日に電子入札システムにて入札参加申請者に通知します。

#### 第8 落札候補者の決定に関する事項

- 1 落札候補者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者とし、安価な者から順位付けをします。また、同価格のため落札候補者の順位が同一となる場合は、電子くじにより落札候補者の順位を決定します。
- 2 落札候補者を決定した場合は、当該案件の全ての入札参加者に対して、落札候補者の決定及び候補者の順位を電子入札システムにて速やかに通知します。また、第1順位の落札候補者に対しては、第9で定める事後審査に係る書類の提出を求める旨を併せて通知します。

#### 第9 事後審査に関する事項

第1順位の落札候補者は、下記のとおり、入札参加資格の確認に必要な書類を提出して下さい。なお、提出後における書類の内容変更は認めないものとします。また、正当な理由なく事後審査に係る必要書類の提出がない場合は、入札参加停止措置の対象となりますので十分ご注意ください。

##### 1 提出書類について

- (1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 配置技術者の資格等を証するものの写し、又は経歴書（実務経験のみの場合）
- (3) 入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係が確認できるものの写し
- (4) 建設業許可通知書又は証明（確認）書の写し
- (5) 建設業許可申請書（控）の写し（営業所全ての専任技術者名が記載されている）

る箇所。変更があった場合は、その届出書の写し)

(6) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(7) 「第2の3」の記載内容に基づく実績を証明できるもの(契約書の写し等)

※ 提出書類に係る様式については奈良市企業局ホームページからダウンロードできます。

## 2 提出期間及び場所について

(1) 提出期間 落札候補者決定日の翌日の午後3時まで(その日が市の休日にあたる場合は翌開庁日)

(2) 提出場所 奈良市企業局 経営部 経営企画課(奈良市企業局3階)

## 3 入札参加資格の審査について

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市企業局入札参加者等審査会が審査します。ただし、入札参加決定通知後又は落札候補者決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、落札者となり得ません。

## 第10 落札者の決定に関する事項

1 第1順位の落札候補者に対する審査結果が入札参加資格を有すると確認した場合は、当該者に対して速やかに落札決定の旨を通知し、当該案件の全ての入札参加者に対して落札者が決定した旨の通知を行います。

2 第1順位の落札候補者に対する審査結果が入札参加資格を有していないと確認した場合は、その者に対して失格の通知を行います。また、開札時に決定した次順位の落札候補者に対して、事後審査に係る書類の提出を求める通知をし、提出書類に基づいて資格審査を行い、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとします。

## 第11 その他

1 支払いは、口座振り込みとします。

2 上記に定めのないものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び同法施行令並びに、奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則によるものとします。

### 3 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市企業局 経営部 経営企画課 総務係

電話 0742-34-5200 (内線: 272)